

毎週月. 水. 金曜日発行

# 富 山 県 報

平成28年 5 月 20 日

金 曜 日

第 4057 号

## 目 次

<b>告 示</b>	
○換地処分	1
<b>公 告</b>	
○随意契約の相手方等の公示	
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	2
○平成28年度毒物劇物取扱者試験の実施	3
<b>正 誤</b>	
○平成28年 3 月 28 日付け号外富山県公安委員会規則第 6 号	5
○平成28年 3 月 28 日付け号外富山県公安委員会規則第 9 号	
○平成28年 3 月 28 日付け号外富山県公安委員会規則第11号	

~~~~~

## 告 示

~~~~~

### 富山県告示第243号

#### 換地処分について

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の 2 第 9 項の規定により、平成28年 5 月 18 日県営公害防除特別土地改良事業神通川流域第 3 次地区任海換地区の換地処分をしたので同条第10項の規定において準用する同法第54条第 4 項の規定により公告する。

平成28年 5 月 20 日

富山県知事 石 井 隆 一

~~~~~

## 公 告

~~~~~

### 随意契約の相手方等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政

令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年富山県規則第68号)第12条の規定により次のとおり公示する。

平成28年5月20日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
富山県庁情報通信網(LAN)運用保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地  
富山県経営管理部情報政策課 富山市新総曲輪1番7号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成28年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社インテック 富山市牛島新町2番2号
- 5 随意契約に係る契約金額  
86,116,456円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由

特例政令第10条第1項第2号に規定する既契約特定役務につき、既契約特定役務に連接して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるときに該当するため

#### 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定による特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年5月20日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 申請のあった年月日  
平成28年5月6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人はあとびあ21
- 3 代表者の氏名  
高和 洋子
- 4 主たる事務所の所在地  
富山県射水市海老江練合169番地32
- 5 定款に記載された目的

この法人は、一般市民に対して、思いやりの心や育て合う喜びなどを共有できる家庭を築き上げるためのカウンセリングに関する事業等を行い、生き甲斐を持って未来に希望と夢を抱くことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

## 平成28年度毒物劇物取扱者試験の実施

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号に規定する毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施するので、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）第8条の規定により公告する。

平成28年5月20日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 試験の日時及び場所
  - (1) 日時 平成28年9月28日（水）午前10時から
  - (2) 場所 富山市新総曲輪2番21号 富山県農協会館
- 2 試験の種類
  - (1) 一般毒物劇物取扱者試験
  - (2) 農業用品目毒物劇物取扱者試験
  - (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験
- 3 受験手続

## (1) 出願書類

## ア 受験願書

イ 写真（出願前 6 箇月以内に撮影した上半身、無帽、正面向きで、縦 6.5cm × 横 5 cm のものを所定の様式に糊付けし、必要事項を記入すること。写真の裏面には、住所、氏名、生年月日及び撮影年月日を記載すること。）

## (2) 受験手数料

10,500円（受験手数料相当額の富山県収入証紙を受験願書の「富山県収入証紙ちょう付欄」に貼ること。）

## (3) 出願書類の提出期間

平成28年7月1日（金）から7月14日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）  
（窓口受付）

平成28年7月1日（金）から7月14日（木）（土曜日及び日曜日を除く。）  
の午前8時30分から午後5時15分まで  
（郵送受付）

平成28年7月1日（金）から7月14日（木）（当日消印有効）まで

## (4) 出願書類の提出場所

富山県内（富山市を除く。）に住所を有する受験者にあつては住所地を所管する厚生センター又は厚生センター支所（以下「厚生センター等」という。）に、富山市又は富山県外に住所を有する受験者にあつては富山県厚生部くすり政策課に提出すること。

郵送により提出する場合は、封筒に「毒物劇物取扱者試験受験願書在中」と朱書きし、簡易書留により富山県厚生部くすり政策課（〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号）に送付すること。

## 4 問合せ先及び受験願書の配布場所

富山県厚生部くすり政策課（電話076-444-3234）、富山県内の厚生センター等に問い合わせること。

~~~~~

**正 誤**

~~~~~

平成28年 3月28日付け号外富山県公安委員会規則第6号「富山県公安委員会審査請求手続規則」中

頁	行	誤	正
1	下から2	(第28条)	(第28条・第29条)
5	下から7	法9条第3項	法第9条第3項

頁 8

---

行 下から1行目

---

誤 **第3章**

---

正 **第3章** 行政機関の保有する情報の公開に関する法律等に関する審査請求に関する手続

平成28年 3月28日付け号外富山県公安委員会規則第9号「放置車両確認事務の委託の手続等に関する規則の一部を改正する規則」中

頁	行	誤	正
18	下から1	行政不服審査法に	行政不服審査法の

平成28年 3月28日付け号外富山県公安委員会規則第11号「富山県放置違反金に係る納付、督促、滞納処分等に関する規則の一部を改正する規則」中

頁 27

---

行 上から1行目

---

誤 別記様式第8号を次のように改める。

---

正 別記様式第8号の(表)を次のように改める。

